

令和 2 年 9 月 30 日
武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部
市民部 産業振興課
市民部 市民活動推進課
教育部 生涯学習スポーツ課

公共施設（会議室等）の使用条件の見直しについて（報告）

令和 2 年 9 月 15 日開催の第 41 回武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定した市内公共施設（会議室等）の使用条件の見直しは、令和 2 年 10 月 1 日から、以下の通り実施することとする。

記

1 練習室・音楽室・けいこ場の使用について

⇒通常使用人数の 50%以下の使用条件を継続。これまで使用不可とされていた活動（発声を伴う合唱や演劇・管楽器・ダンスの練習等）について、30 分に一度換気を 5 分以上行うなど、各業種別ガイドラインに基づいた対策を行うことを条件に使用可とする。

適用施設：文化会館（練習室）、吉祥寺美術館（音楽室）、吉祥寺シアター（けいこ場）、市民会館（音楽室）

2 会議室、和室・茶室等の使用について

⇒（水分補給以外の）飲食（茶道含む）を伴う使用については、通常使用人数の 50%以下の使用条件を継続。それ以外の使用は、通常使用人数での使用可とする。

適用施設：文化会館（会議室、和室、茶室）、公会堂（会議室、和室）、芸能劇場（小ホール）、スイングホール（スカイルーム、レインボーサロン）、松露庵（茶室）、かたらいの道市民スペース（会議室）、市民会館（音楽室を除く貸出施設）、総合体育館（大会議室、視聴覚室、洋室研修室、和室研修室）、武蔵野プレイス（B 2 以外の貸出施設）、ふるさと歴史館（会議室）、商工会館（市民会議室）

※コミュニティセンターの使用条件については、コミュニティ研究連絡会等において引き続き検討を進める。

※利用者の体調確認、マスク着用・手指消毒、利用者情報の記録・保管などの利用基準は、代表者の責任において、引き続き遵守するものとする。

※令和 2 年 9 月 11 日発出、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長からの事務連絡「11 月末までの催物の開催制限等について」別紙 3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」、別紙 4「感染防止のチェックリスト」の感染防止対策の遵守を求めるものとする。